



第2回レセプト講座へのご質問（4.4版）

①医療事務 119 番_vol02 の 2 ページ目において、例として
医療保険 1260 円 + 介護保険 855 円 = 合計 2155 円と記載されていました。
この、介護保険 855 円 とは、歯科医師 503 単位と、歯科衛生士 352 単位を足し算したものの 1 割負担分と考えますが、広島県歯科医師会の保険講習会では、歯科医師と歯科衛生士の居宅療養管理指導については、同日算定は原則不可能と説明されていました。
鶴巻様の例示だと、当たり前のように同時算定されているようですが、全国的には可能なことなのでしょうか？

【回答】

歯科医師と歯科衛生士による居宅療養管理指導の同日算定は可能です。
4 月 4 日の ML 上で事務局の大石先生からご指摘があったように、初回訪問時に同時算定はどうかというところに地域差が生じているのが現状です。
ほとんどの地域では、歯科訪問診療を行った歯科医師と共同で管理計画書を作成し、歯科医師の指示を受けてから開始となるため、診療の後、ただちに指導を実施することは難しいとされおり、初回の同時算定は不可とされています。
これは医療保険で実施する歯科訪問衛生指導料（特養や病院等にて実施される指導）も同様です。

②当院は、難病医療（54 公費）の指定医療機関です。指定難病であるパーキンソン病などの神経難病に伴う摂食機能障害の診療を行っているということになります。
54 公費は、介護保険の居宅療養管理指導の自己負担分を公費で賄ってくれる制度でもありますが、この介護保険自己負担分も、難病医療の自己負担上限額管理票の記載対象になるのでしょうか？
仮に管理対象となると、上限額をちょうど挟むような状態になった時には、自己負担額と公費支給額が、1 割でも 2 割でもない中途半端な金額となる場合がありますが、介護レセプトの書き方はどのようにすればよろしいのでしょうか？
このあたりの説明については、厚生労働省のどこの資料を読めばよろしいのでしょうか？
私自身ではなかなか探すことができていませんので、よろしく願いいたします。



【回答】

介護保険自己負担分も、難病医療の自己負担上限額管理票の記載対象です。

「難病法公費に係る介護給付費」と「特定疾患費用」を説明しているPDFファイルを添付します。ご確認ください。

③上記の難病医療（54公費）については、難病医療の指定医療機関でなくても、介護保険については自己負担分が免除になるようなことを、どこかで聞いたことがあります。これは本当のことでしょうか？このあたりの資料についても、出典をお教えいただけますと幸いです。

【回答】

27年1月からの新制度では、指定医療機関以外では医療費助成の対象とはなりません。

通常は医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関での診療等が医療費助成の対象となります。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、医療受給者証に名称が記載されていない指定医療機関での診療等も医療費助成の対象となります。

④在宅患者歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）（Ⅱ）は医師の管理下にある病院入院者、老健施設入所者に対して訪問診療を行った場合も、条件を満たせば算定できますか？

【回答】

可能です。

注意点は同指導料を算定された場合は周術期口腔機能管理料（Ⅰ）、周術期口腔機能管理料（Ⅲ）は別に算定できません。



⑤「今まで、ミールラウンドは無償でおこなってきましたが、今後依頼された場合は、訪問診療料+栄養サポートチーム連携加算として算定請求が可能と解釈してよろしいでしょうか？」

【回答】

可能です。それぞれの訪問先で算定項目が違います。ご確認ください。

栄養サポートチーム連携加算 1



病院に入院中の患者

栄養サポートチーム連携加算 2



介護保険施設へ入所中の患者